

令和2年（2020年）3月9日

特別支援連携協議会だより

根室管内特別支援連携協議会事務局（根室教育局）

今年度実施した、各種研修会等で参加者から寄せられた質問について、お答えします。各学校等における特別支援教育の充実に活用してください。今回は、個別の教育支援計画についてお知らせします。

個別の教育支援計画とは

障がいのある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成する計画

（参考）

- 平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障がいのある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、「個別の支援計画」を作成することが示されました。
この「個別の支援計画」のうち、児童生徒等に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」といいます。
- 平成 30 年 8 月に学校教育法施行規則が改正され、同規則第 134 条の 2 では、個別の教育支援計画について「学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画」と示されました。

個別の指導計画とは

教育課程を具現化し、障がいのある児童生徒等一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する計画



Q1 個別の教育支援計画はどこで作成するのですか。



A1 **各学校が作成することとされています。**

平成 30 年 8 月の学校教育法施行規則の改正により、校長は、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒について、個別の教育支援計画を作成しなければならないとされました。

校長は、校内委員会で個別の教育支援計画を作成するに当たり、作成の中心となる教員（作成の対象となる児童生徒等が在籍する学級の担任、特別支援教育コーディネーター等）や、作成に関わる校内委員会の構成員の役割を明確にすることが重要です。

特別支援教育コーディネーターは、あらかじめ、校内委員会において、学校内における個別の教育支援計画の共通様式等の作成や作成の行程を提示しておくことが重要です。



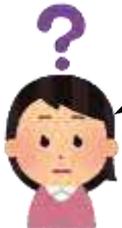


Q2 個別の教育支援計画は保護者の同意が得られない場合も作成する必要がありますか。

A2 **保護者の同意が得られない場合も、作成する必要があります。**

平成30年8月の学校教育法施行規則の改正により、各学校における個別の教育支援計画の作成が義務付けられました。

作成に当たっては、保護者と十分に相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望、現在の障がいの状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載することが求められています。



Q3 個別の教育支援計画と個別の指導計画との関連性について、どのように考えればよいですか。

A3 **個別の指導計画の作成に当たっては、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討することが大切であり、個別の教育支援計画の内容を生かしていくことが重要です。**

個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があります。



Q4 個別の教育支援計画は通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等についても作成する必要がありますか。

A4 **学習指導要領において、通常の学級に在籍する児童生徒等についても、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めることとされています。**

個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となります。

小・中学校及び高等学校の学習指導要領（小・中学校：平成29年告示、高等学校：平成30年告示）に示されているとおり、作成に努める必要があります。

